

資料1

総量削減計画(第9次案)及び総量規制基準(改定案)の検討の流れ

～第2回部会資料4の内容をベースにした検討スキーム～

※本資料は第2回水質部会の資料4を追記更新したものです。

1 検討の目的

- (1) 国の方針に基づく三重県の総量削減計画(第9次)の策定
 - ・きれいで豊かな海の観点を取り入れた、関係部局の連携による、総合的な計画
- (2) 総量規制基準の改定
 - ・工場及び事業場における、業種ごとの排出水濃度の基準(C値)を改定する。

2 国の総量削減基本方針

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(伊勢湾)」

1. 削減の目標
2. 目標年度
3. 汚濁負荷量の削減の方途
4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

※R04. 01.24 付で環境大臣から各関係都府県あてに通知

(参考資料1)

<参考> 基本方針策定の経緯等

- R03.03～ 第9次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会 答申)
関係都府県における令和6年度負荷量の確定
- R03.09～ 環境省から県に対し、令和6年度削減目標量の算定等に関する調査依頼
・第8次までの算定方法等と同様に、各項目に関して、主な点源(大規模事業場、下水処理場等)に対する個別調査(将来水質、将来排水量等)や原単位等を用いた面源の試算等により積み上げ。
・下水処理場の栄養塩類管理運転を考慮し、目標量の見直しを実施
- R04.01 環境省と関係都府県との間で、試算等に関する詳細調整及び正式協議
(意見聴取)

3 具体的な整理、見直しの検討スキーム

(1) 総量削減計画(第9次案)

検討の視点(ポイント)

(1) 総量削減計画の骨子(方向性)の検討

- ・国の総量削減基本方針(R4.1月通知)や「第9次水質総量削減の在り方について(R3.3 月中央環境審議会 答申)」の記載内容等を踏まえて、三重県の独自性(地域特性や重点的な取組等)も十分考慮して整理します。
- ・これまでの水質(きれいさ)の検討だけではなく、生物多様性・生物生産性(豊かさ)の確保の観点を取り入れた総合的な計画になるように整理します。
- ・環境部局だけでなく、農林水産部や県土整備部等、関係部局で「きれいで豊かな伊勢湾」のイメージを共有します。
- ・計画を策定した後は、各関連事業や伊勢湾の現状を定期的に進捗管理します。
- ・削減目標量達成のための方途については、できる限り具体的な対策、取組等を盛り込むとともに、同じ伊勢湾流域である岐阜県や愛知県の総量削減計画等に関する検討内容にも注視しながら、とりまとめを行います。

※国の総量削減基本方針における三重県の削減目標量は次のとおり

削減目標量及び実績(三重県)

年度 項目	令和6年度削減目標量(t/日)		令和元年度実績(t/日)	
	対 R01	実績	[]*	は8次の削減目標量
COD	24	±0	24	[25]*
窒素	22	+1	21	[22]*
りん	1.7	+0.1	1.6	[1.7]*

①見直しのための対照表「たたき台」の整理(県9次案、県8次、国9次方針)

- ・現在の計画(県8次)の内容をベースに、国の基本方針や中央環境審議会の答申内容等を踏まえて、項目や記載内容を追加、修正
- ・特に、削減目標量達成のための方途の見直しにあたっては、県庁内の関係所属等へも事前に意見照会を実施のうえ、精査 >>> **資料2**を参照

②三重県における発生源別の削減目標量の設定

・国の基本方針で示された削減目標量、発生源別の削減目標量は以下のとおり。

◆COD

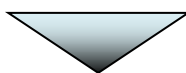
年度 項目	令和6年度 目標量 (t/日)	令和元年度実績 (t/日)	R06/R元
生活系	11	11	1.0
産業系	10	10	1.0
その他系	3	3	1.0

◆窒素

年度 項目	令和6年度 目標量 (t/日)	令和元年度実績 (t/日)	R06/R元
生活系	8	7	1.1
産業系	4	4	1.0
その他系	10	10	1.0

◆りん

年度 項目	令和6年度 目標量 (t/日)	令和元年度実績 (t/日)	R06/R元
生活系	0.8	0.7	1.1
産業系	0.6	0.6	1.0
その他系	0.3	0.3	1.0



◆負荷量合計(推計)

年度 項目	令和6年度 目標量 (t/日)	令和元年度実績 (t/日)	R06/R元
COD	24	24	1.0
窒素	22	21	1.1
りん	1.7	1.6	1.1

(2) 総量規制基準(改定案)

○R03.10 環境省告示の内容確認

- ・時期区分(CODは「3段階 Co, Ci, Cj」、窒素、りんは「2段階 Co, Ci」)→ 変更なし
- ・業種等の区分→ 変更なし
- ・一部業種(201人槽以上の浄化槽)についてのCODのC値の範囲の上限を変更のみ。

検討の視点(ポイント)

(1) 総量規制基準の改定方法の検討

①COD

- ・環境省告示の改正は、本県の現行C値に影響がないことから、CODのC値の見直しは行わないこととします。

②窒素及びりん

- ・環境省告示の改正において窒素及びりんのC値の改定が行われなかったことから、更なる規制強化となる負荷削減を行わないこととします。
- ・近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業のC値については国が定めた範囲の上限となるよう見直しを行います。

>>> **資料3**を参照